

みやぎ子ども・若者育成支援計画
(青少年の健全な育成に関する基本計画(第4次))

令和8年3月

宮城県



はじめに

すべての子ども・若者が、生まれ育った環境に左右されることなく、幸せを実感し、それぞれの力と可能性を伸ばしながら成長していくことは、本県が目指す姿であるとともに、県が主体的に取り組むべき重要な課題です。

人口減少の加速が見込まれる本県において、地域の活力を将来へ確実に継承していくためには、次代を担う子ども・若者の自立的な成長を支える環境づくりが、これまで以上に必要となっています。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境は日々大きく変化しています。ICTの進展や社会のグローバル化、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、学びや働き方、生活様式は大きく様変わりしました。利便性の向上が進む反面、インターネット上のトラブルや地域のつながりの希薄化、子どもの貧困など、新たな課題も顕在化しています。

また、東日本大震災から15年が経過し、県内各地では復興が大きく前進している一方、心のケアや震災遺児への支援など、被災した方々が抱える課題に寄り添ったきめ細やかな対応が引き続き求められています。

このような状況等を踏まえ、このたび、「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））」を策定しました。

本計画では、「すべての子ども・若者が今を幸せに生き、将来に夢と希望を持てるみやぎの実現」という基本理念を掲げ、「すべての子ども・若者がいきいきと成長できる体制づくり」、「未来を担う子ども・若者の活躍支援」、「困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目ない支援」、「子ども・若者の成長のための社会環境整備」を4つの基本的方向として、本県における子ども・若者の健全な育成のための各種施策を推進することとしております。

今後とも、関係機関や団体との連携をさらに強化し、誰一人取り残すことのない子ども・若者施策の実現に全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様には、引き続き深い御理解と温かい御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました宮城県青少年問題協議会の委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和8年3月

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目次

第1章 基本計画の策定に当たって

1 策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	1
3 計画期間	2
4 計画の対象	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	3
2 4つの基本的方向	3
3 計画の基本理念や施策等の体系図	4

第3章 計画で推進する施策及び取組

基本的方向1 すべての子ども・若者がいきいきと成長できる体制づくり	
推進する施策1 心と体の健やかな成長	5
推進する施策2 多様な体験や国際交流の機会づくり	8
基本的方向2 未来を担う子ども・若者の活躍支援	
推進する施策3 子ども・若者の視点尊重と社会参画の促進	11
推進する施策4 若者の職業的自立・就労支援	12
基本的方向3 困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目ない支援	
推進する施策5 困難を抱える子ども・若者への支援	15
推進する施策6 子ども・若者の被害防止と保護	19
基本的方向4 子ども・若者の成長のための社会環境整備	
推進する施策7 子ども・若者が安心して過ごすための環境整備	23
推進する施策8 子ども・若者を社会全体で支えるネットワークづくり	25
指標・目標	28

第4章 推進体制

1 施策の推進体制	30
2 計画の進行管理	30

[参考資料]

1 子ども・若者育成支援推進法	31
2 青少年健全育成条例	35
3 計画の検討を行った協議会等	44

第1章 基本計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

本県では、令和3年3月に策定した「子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、青少年の健全な育成に関する様々な施策を推進してきました。

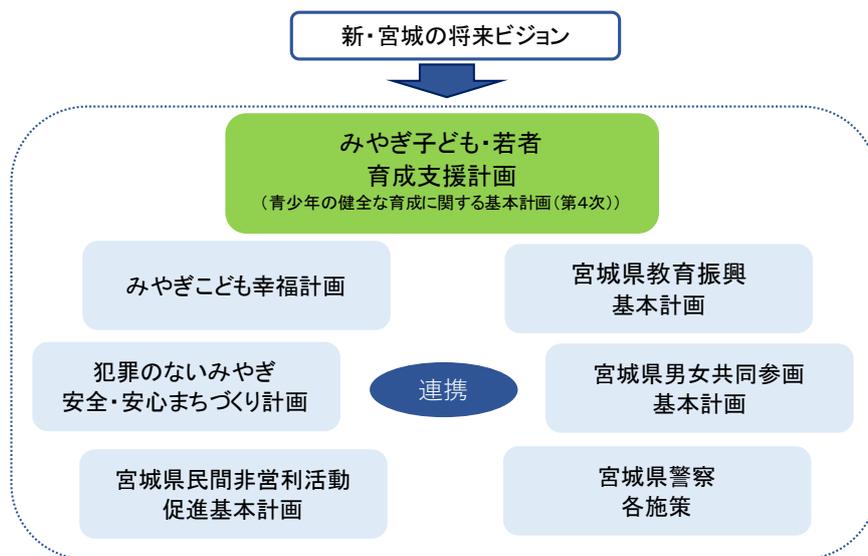
しかし、少子高齢化や核家族化の進行、情報化社会の進展など、社会環境が大きく変化する中、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、登校に不安を抱える児童生徒の増加、ひきこもりなど、子ども・若者をめぐる諸課題は多様化・複雑化しており、分野横断的な対応が求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、地域のつながりの希薄化や様々な活動機会の減少など、子どもや若者にも大きな影響を及ぼしています。加えて、平成23年に発生した東日本大震災から15年が経過した現在でも、様々な困難を抱え、心のケアを必要とする子ども・若者への中長期的な支援が求められています。

こうした現状や課題を踏まえ、未来を担う子ども・若者の健全な育成のための各種施策の一層の推進を図るため、「子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））」を策定するものです。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、「青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）」第11条第1項に規定する本県の青少年の健全育成施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画とします。また、「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」第9条に基づく都道府県子ども・若者計画として、国のこども大綱における子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項を勘案し策定します。

なお、本計画は、県政運営の基本的指針である「新・宮城の将来ビジョン」を踏まえた個別計画とするとともに、「みやぎこども幸福計画」や「宮城県教育振興基本計画」等、青少年育成支援の関連計画や警察の施策等と連携を図ります。また、本計画の策定に当たっては、青少年健全育成に関する施策が、県の各種計画においても規定されていることから、各種計画との関連性を整理することで、行政効率化の観点との両立を図ります。



3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

4 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」は、国のこども大綱を勘案し、0歳から30歳未満の者としませんが、施策によっては40歳未満の者も対象とします。

なお、「子ども・若者」に係る呼称や年齢区分は、法令等により様々であることから、施策によっては「青少年」、「少年」、「児童生徒」などの用語を使用します。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

前計画の基本理念である「みやぎの子ども・若者の現在（いま）と未来を応援します」の思いを継承しながら、国が定めた「こども大綱」を踏まえ、すべての子ども・若者が自立した個人として、「今」を自分らしく生き、将来にわたり幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「未来」を思い描ける社会を目指し、基本理念を次のとおりとします。

**すべての子ども・若者が今を幸せに生き、
将来に夢と希望を持てるみやぎの実現**

2 4つの基本的方向

基本的方向1 すべての子ども・若者がいきいきと成長できる体制づくり

子どもの状況に応じた学びや様々な体験活動等を通して、すべての子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、豊かな人間性を育む体制づくりを推進します。

基本的方向2 未来を担う子ども・若者の活躍支援

子ども・若者一人ひとりを自立した個人として尊重し、子ども・若者の意見を広く聴くことにより社会参画への関心を高めるとともに、将来に向かって前向きに成長していけるよう、活躍を支援する取組を推進します。

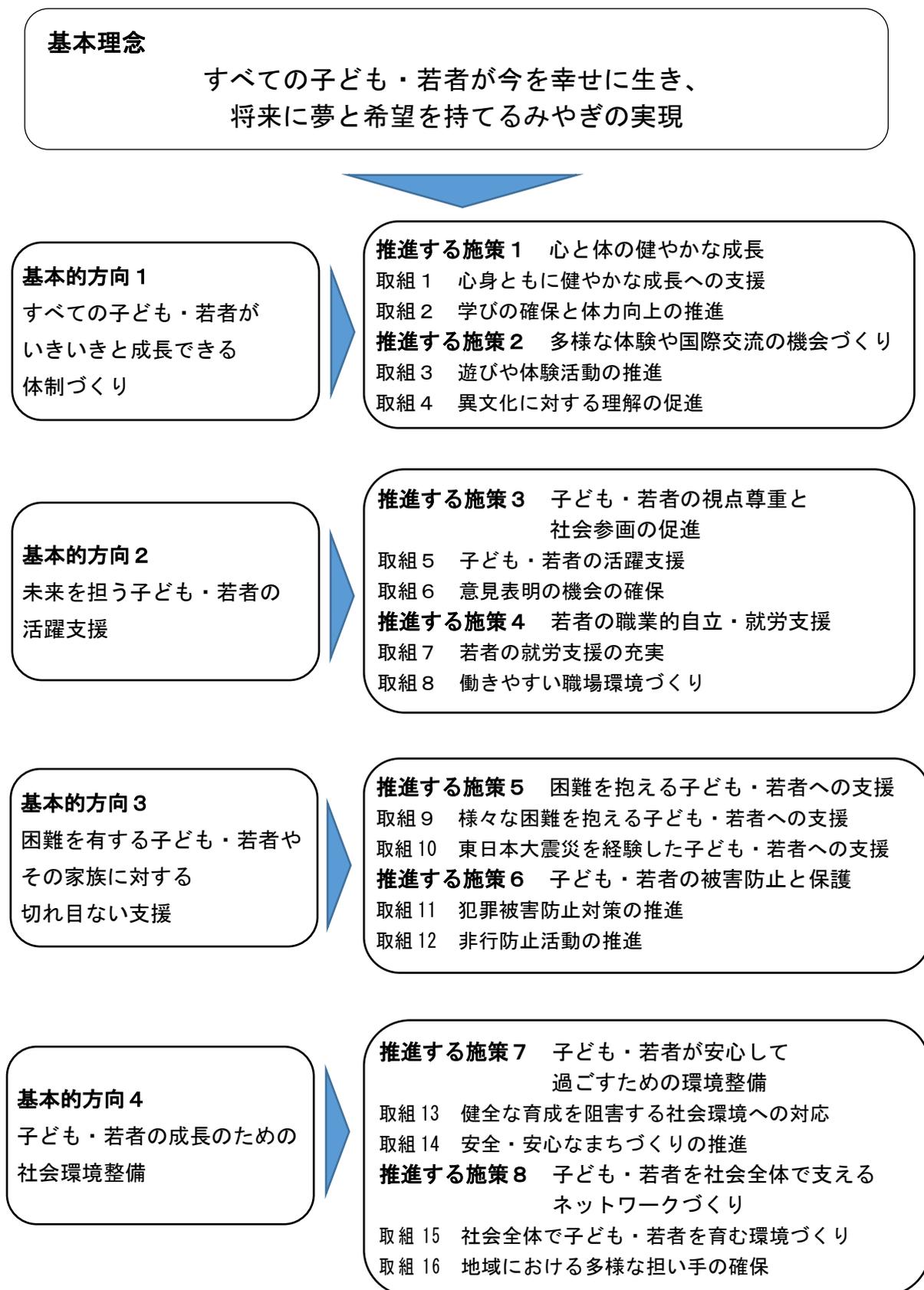
基本的方向3 困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目ない支援

様々な困難を抱える子ども・若者の社会的自立に向け、一人ひとりの状況に応じて様々な機関が有機的に連携し、切れ目のない支援を継続的に実施するための体制づくりを推進します。

基本的方向4 子ども・若者の成長のための社会環境整備

子ども・若者が安心して成長できるよう、環境整備に取り組むとともに、家庭、学校、地域等が連携し、社会全体で子ども・若者を育む体制づくりを推進します。

3 計画の基本理念や施策等の体系図



第3章 計画で推進する施策及び取組

基本的方向1 ▶ すべての子ども・若者がいきいきと成長できる体制づくり

推進する施策1 心と体の健やかな成長

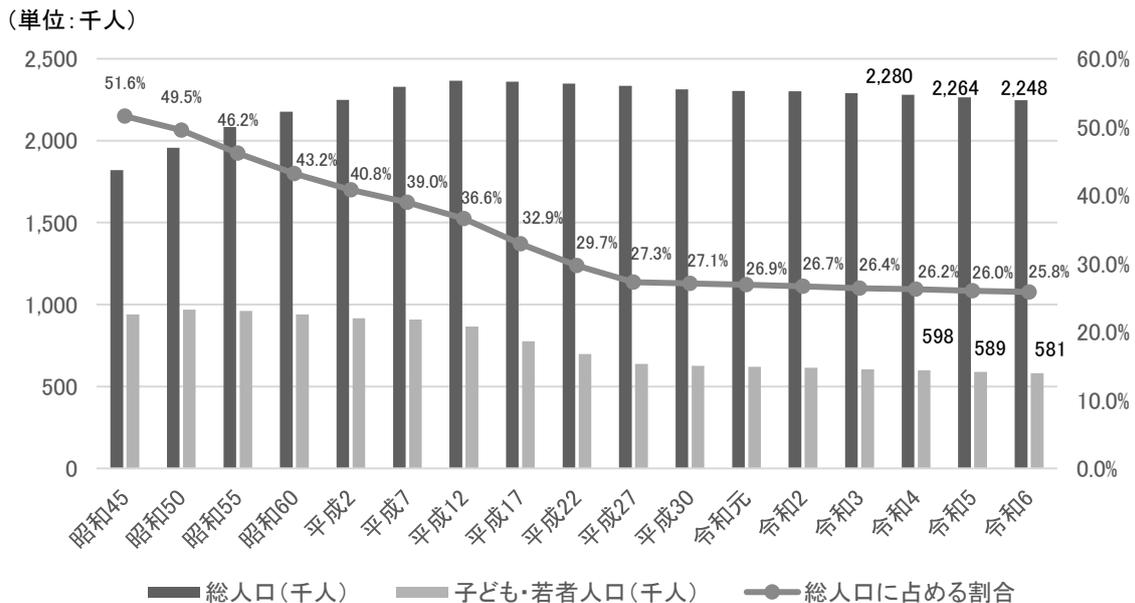
取組1 心身ともに健やかな成長への支援

取組2 学びの確保と体力向上の推進

現状と課題

- ◆宮城県の子ども・若者人口（30歳未満人口）は令和6年10月1日現在で、約58万人で県の総人口の25.8%と推計されており、総人口に占める子ども・若者の割合は年々減少しています。【図表1】
- ◆子ども・若者が心身ともに健やかに成長するためには、十分な睡眠や食事、運動が大切です。基本的な生活習慣を身に付けるために、関係機関が連携し社会全体で生活リズムの向上や体力の向上に取り組む必要があります。
- ◆本県では、基礎的・基本的な知識・技能の定着に向け、授業改善などの学力向上対策に取り組んできましたが、依然として全国学力・学習状況調査における全国平均値を下回っている状況が続いています。児童生徒の状況に応じた学びの場の確保に努めるとともに、学力向上に向けた取組を継続して行っていく必要があります。【図表2】
- ◆本県における高校中退率は、国の平均値を上回る状況となっており、生徒の実情に応じた支援や対策を行う必要があります。【図表3】

図表1 子ども・若者人口及び割合の推移(宮城県)



(出典)総務省統計局「人口推計」

(出典)総務省「国勢調査」(S45年・50年・55年・60年・H2年・7年・12年・17年・22年・27年・R2年)

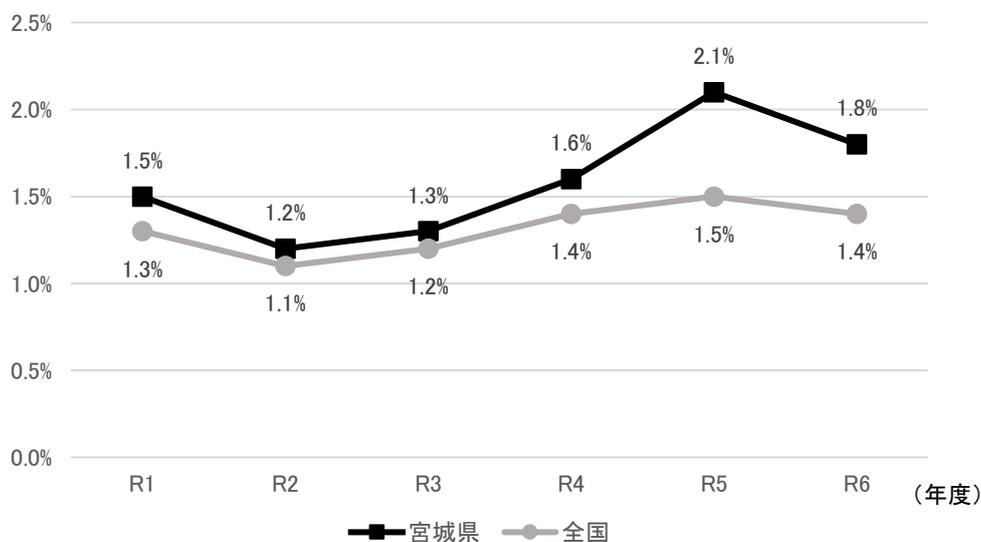
図表2 全国学力・学習状況調査の平均正答率

(単位: %)

			R元	R3	R4	R5	R6
小学生 (6年生)	国語	宮城県	62	63	64	66	66
		全国	64	65	66	67	68
	算数	宮城県	65	68	60	60	59
		全国	67	70	63	63	63
中学生 (3年生)	国語	宮城県	74	65	69	70	57
		全国	73	65	69	70	58
	数学	宮城県	58	55	49	48	51
		全国	60	57	51	51	53

(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」

図表3 高校の中途退学率



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

主な取組

取組1 心身ともに健やかな成長への支援

◇基本的な生活習慣定着促進事業等の取組を通して、早寝、早起き、朝ご飯などの基本的な生活習慣の定着や食育への関心を高めるための啓発活動を家庭や学校、地域等が連携して取り組みます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画、宮城県食育推進プラン】

◇社会生活を営むために必要な規範意識やコミュニケーション能力を育成するため、体験活動の充実や読書活動支援事業を推進し、様々な人との関わりから他者を思いやり、社会でたくましく、しなやかに生き抜く力の育成に取り組みます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

取組2 学びの確保と体力向上の推進

◇幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を築く時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、「幼児教育センター」を中心として本県の幼児教育を推進するとともに、幼・保・小の連携強化を図り、発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を目指します。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りながら、教科等横断的な学習の推進やきめ細かな指導体制の構築などにより、本県の大きな課題である全県的な学力の底上げを図ります。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇全国学力・学習状況調査の結果を分析し、指導改善に生かすほか、市町村教育委員会への伴走支援や、教員の指導力向上に向けた研修等を実施し、効果的な指導方法等の普及に努めます。また、学校に登校していない児童生徒に対する学校の取組を支援するとともに、学校、家庭、関係機関が連携して多様な支援を行います。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇体力・運動能力向上センター運営会議の開催や各種研修会、イベント等を通じ、学校や家庭と連携して体力運動能力向上と生活習慣の改善を図る取組を展開します。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇学習意欲の向上や自己有用感、自己肯定感の醸成を図るための教育活動を充実させるとともに、多様な悩みを抱える生徒に対して関係機関や外部の専門家等と連携した組織的・体系的な生徒指導を行い、高等学校の中途退学の予防に努めます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇誰もが生涯にわたり学び続けることができるよう、県内の学校や社会教育施設、市町村等と連携・協力して「みやぎ県民大学」を開講するなど、多様な学びの機会を確保するほか、地域において生涯学習活動を推進する人材を育成し、地域の特性に応じた活動を支援します。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

推進する施策 2 多様な体験や国際交流の機会づくり

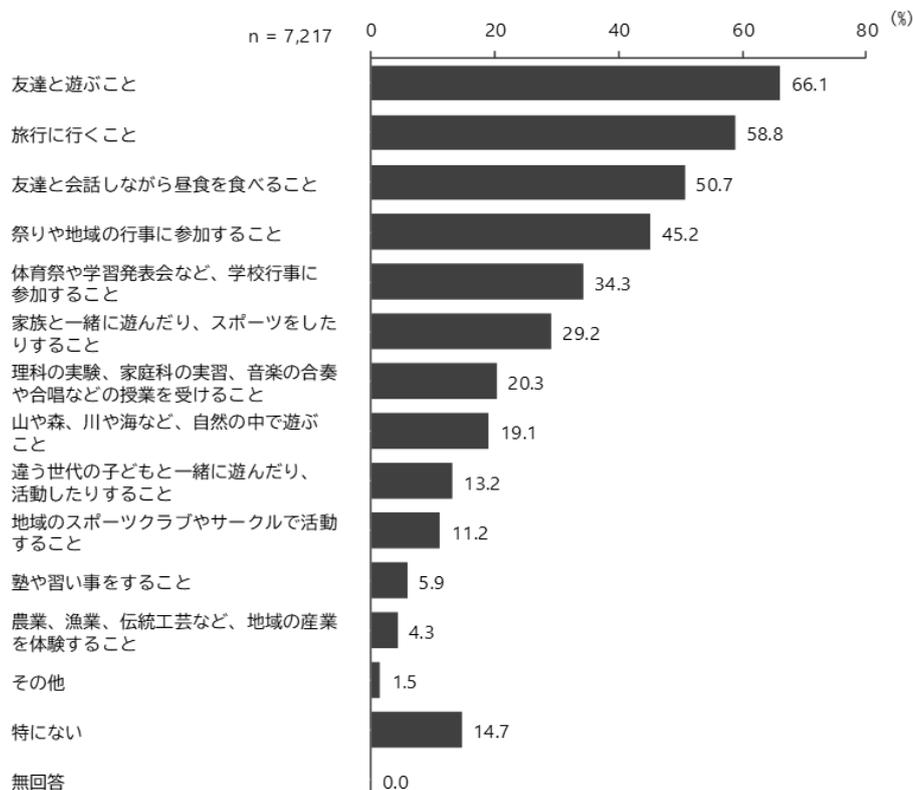
取組 3 遊びや体験活動の推進

取組 4 異文化に対する理解の促進

現状と課題

- ◆遊びや体験活動は、子ども・若者の想像力や好奇心、主体性や思いやりの心などを育むために必要な活動ですが、核家族化の進行や新型コロナウイルス感染症の流行により、他者との触れ合いや様々な体験機会が減少しています。年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験など多様な体験、外遊びを含む様々な遊びができるよう、遊びや体験の機会を創出する必要があります。【図表 4】
- ◆交通手段の進歩、ICTの進展等により国境を越えた交流が加速し、経済、社会、文化などの様々な分野においてグローバル化が進展しており、外国人児童生徒は増加傾向にあります。【図表 5】
- ◆一方、本県の令和 5 年度における、「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思うと答えた児童生徒の割合」は全国の割合を下回っており、グローバル化が急速に進展している中、日本や他国の伝統・文化に対する理解を深め、一層の国際理解教育等を推進する必要があります。【図表 6】

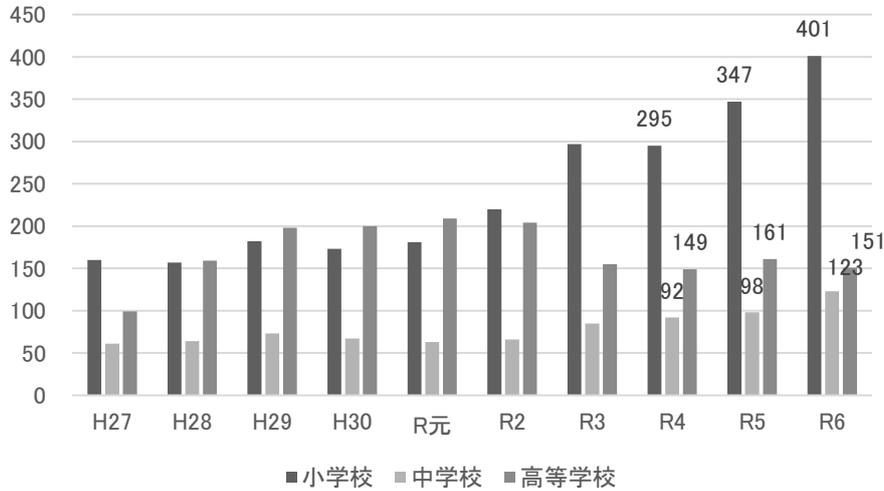
図表 4 新型コロナウイルス感染症拡大時に、やりたかったけれどできなかったこと



(出典)宮城県保健福祉部子育て社会推進課「宮城県こどもアンケート調査」(R6)

図表5 外国人児童生徒数の推移

(単位:人)



(出典)宮城県「学校基本調査報告」

図表6 外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思う児童生徒の割合

(単位:%)

		令和元年	令和5年
小学生 (6年生)	宮城県	68.0	69.7
	全国	68.6	72.5
	全国との差	-0.6	-2.8
中学生 (3年生)	宮城県	60.8	65.0
	全国	62.4	66.8
	全国との差	-1.6	-1.8

(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」

主な取組

取組3 遊びや体験活動の推進

◇子ども・若者の健全で自由な遊びの活動を促進するため、公園等における屋外遊び場の活用やジュニア・リーダーの育成に取り組めます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇自然体験活動や宿泊型体験活動、文化芸術体験、公園での外遊び等の場を提供することにより、すべての子ども・若者が多様な体験を通して、コミュニケーション能力や社会性、豊かな感性を育むことができるよう支援します。

【関連計画：みやぎ子ども幸福計画、宮城県動物愛護管理推進計画】

◇幼児期からの運動遊びは、体力・運動能力の向上に大きく影響することから、子どもの成長段階に応じて楽しく運動ができる取組や、運動習慣の確立に向けた取組を推進します。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

取組4 異文化に対する理解の促進

◇自国の伝統・文化に関心を持つことに加え、異文化や多様性を理解し、一人ひとりの人権を互いに尊重し合うことができるよう、「共生の心」を育むとともに、外国人児童生徒の学習支援体制の充実を図ります。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇グローバル化に対応できる実践的なコミュニケーション能力を育成するため、指導法の研究や英語教員向けの指導能力向上研修の充実等に取り組みます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

基本的方向 2 未来を担う子ども・若者の活躍支援

推進する施策 3 子ども・若者の視点尊重と社会参画の促進

取組 5 子ども・若者の活躍支援

取組 6 意見表明の機会の確保

現状と課題

- ◆本県の中学生は、全国平均と比べて「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合が高く、夢や希望を持っていることが分かります。子ども・若者が、家庭や学校、地域で夢や希望を育み、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、研修や社会参画の機会を充実させる必要があります。【図表 7】
- ◆子ども・若者が自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することは、社会への影響力を発揮することにつながることから、子どもや若者が安心して意見を述べる機会や場を確保することが必要です。
- ◆次代を担う子ども・若者が、希望と意欲をもって将来を切り拓いていくためには、社会に関する様々な情報や正しい知識を得るとともに、自分の意見によって周囲や社会が変わっていく体験等により自己有用感を高めていくことが重要です。

図表7 将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合

(単位:%)

		R元	R3	R4	R5	R6
小学生 (6年生)	宮城県	84.4	80.0	79.1	81.1	82.0
	全国	83.8	80.3	79.8	81.5	82.4
	全国との差	0.6	-0.3	-0.7	-0.4	-0.4
中学生 (3年生)	宮城県	71.1	69.6	68.7	67.6	67.9
	全国	70.5	68.6	67.3	66.3	66.3
	全国との差	0.6	1.0	1.4	1.3	1.6

(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」

主な取組

取組 5 子ども・若者の活躍支援

- ◇次代を担うリーダーを育成するため、様々な分野で活躍する方の講話やグループワーク等を通して、将来の夢や目標、志について考える機会を提供します。
- ◇社会参画活動への関心を高めるため、NPO法人や企業等、様々な団体の活動に関する情報を周知し、子ども・若者の地域社会での活躍を支援します。

◇子ども・若者が自分の将来や目標のために必要な情報を入手するとともに、地域に関する様々な情報を得ることにより、住んでいる地域に愛着を持ち、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、県の取組や様々な情報を提供します。

取組6 意見表明の機会の確保

◇県の政策課題等についての意見表明の機会を確保するとともに、表明された意見について政策への反映の検討結果を公表することにより、子ども・若者の視点の尊重や自己有用感の向上に努めます。

◇物事を論理的に考え、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付けるため、日頃感じていることや考えていることを発表する機会を提供します。

◇様々な状況の子ども・若者が安心して日々の悩みなどの意見や声を伝えられるよう、関係機関と連携し、多様な意見表明の機会の確保に取り組みます。

推進する施策4 若者の職業的自立・就労支援

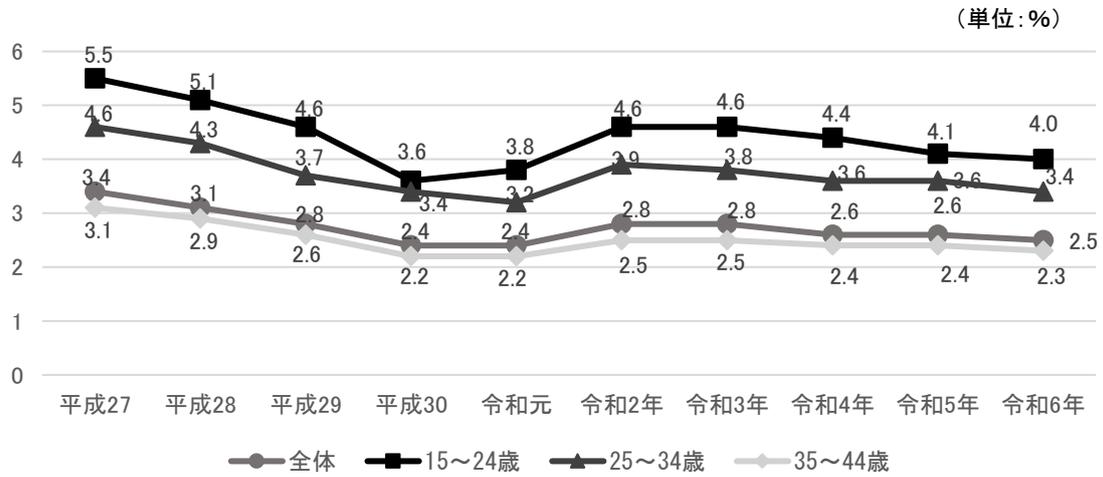
取組7 若者の就労支援の充実

取組8 働きやすい職場環境づくり

現状と課題

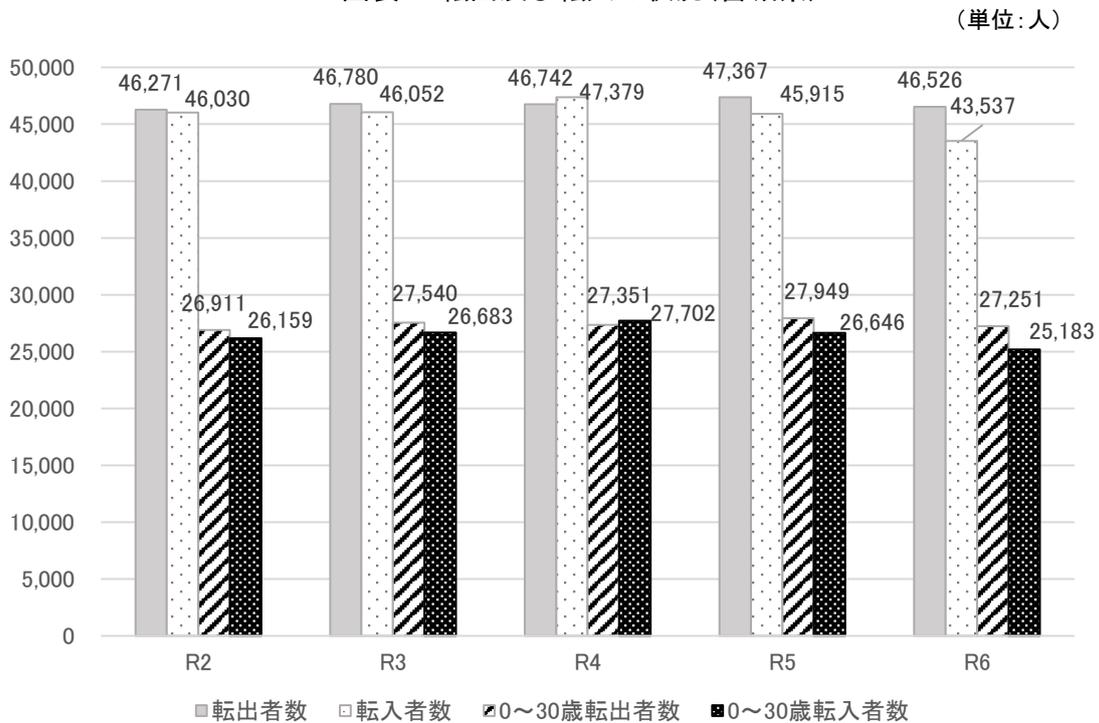
- ◆全国的に若者の失業率は他の年代と比べて高く、宮城県も同様の傾向と推測されるため、若者への就労支援、職場定着促進の充実を図る必要があります。【図表8】
- ◆若者が県外に流出している現状を踏まえ、職業体験機会の提供や中小企業の情報提供など、地域の発展を担う企業への興味を子ども・若者が持つ機会の提供が必要になっています。【図表9】
- ◆職場定着を促進するため、仕事と家庭の両立を支援するための各種支援制度の充実や働きやすい職場環境づくりの促進など、女性の活躍や多様な働き方への理解促進等に取り組む必要があります。

図表8 完全失業率の推移



(出典)総務省「労働力調査」

図表9 転出及び転入の状況(宮城県)



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

主な取組

取組7 若者の就労支援の充実

- ◇児童生徒の勤労観や職業観を醸成し、適切なキャリア発達を支援するため、若手社会人等との対話プログラムを実施するほか、地域内企業の若手社員同士の交流の機会を設けることにより早期離職の防止を図ります。
- ◇地域の企業・学校等と幅広く連携し、職業相談、インターンシップ等職場体験機会の確保など、若年者に対する就職支援や定着率の向上に取り組みます。
- ◇新規大卒者等の県内就職・定着促進を図るため、企業向けに採用・職場定着に関するノウハウを提供するとともに、専門家を派遣し各企業の課題に対し支援を行います。

取組8 働きやすい職場環境づくり

- ◇「働き方改革」に取り組む企業の様々な事例等について情報発信し、県内企業の自主的な「働き方改革」への取組を促進するとともに、機運醸成を図ります。
- ◇大学や高校と連携し、これからキャリアをスタートする学生を対象に、卒業生などをロールモデルとした研修の開催を通じて、自らのキャリアやライフプランについて考える機会を提供し、就業意識の醸成を図ります。

【関連計画：宮城県男女共同参画基本計画】

- ◇関係団体と連携し、女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに、県内各地域の女性の活躍を支援する団体等のネットワーク化などを図り、女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

【関連計画：宮城県男女共同参画基本計画】

基本的方向3 困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目ない支援

推進する施策5 困難を抱える子ども・若者への支援

取組9 様々な困難を抱える子ども・若者への支援

取組10 東日本大震災を経験した子ども・若者への支援

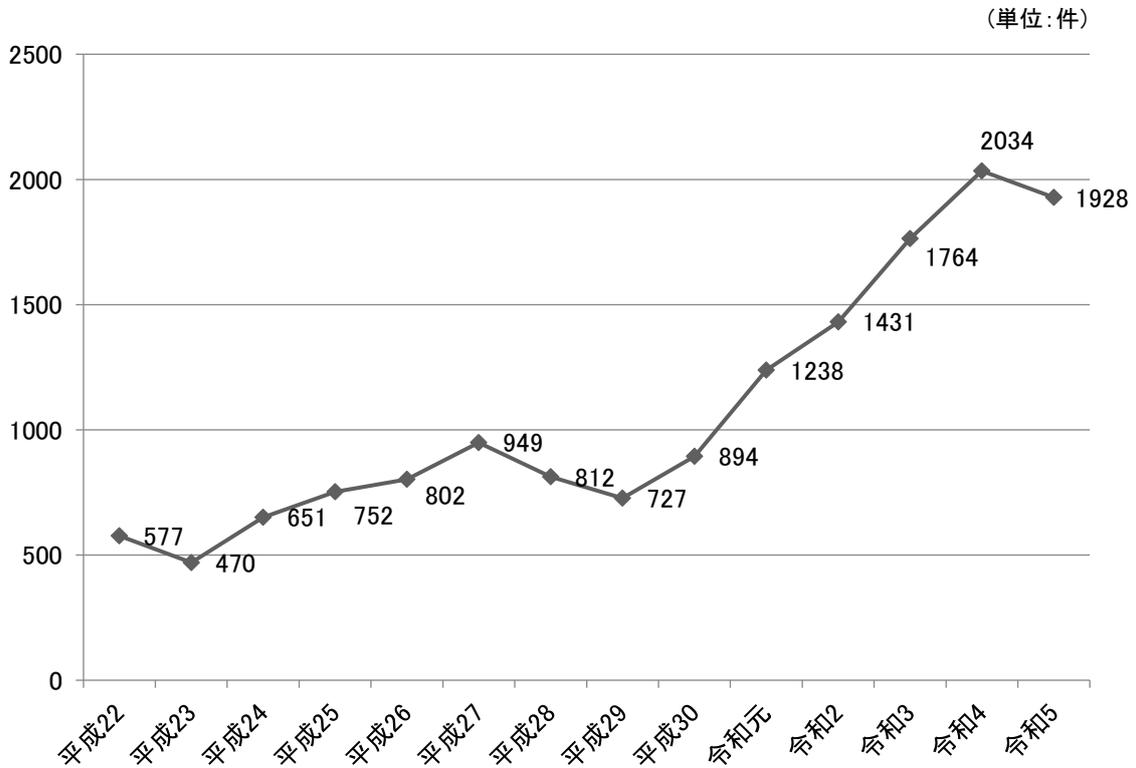
現状と課題

- ◆令和3年の子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は10.6%であり、そのうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が44.5%と、大人が2人以上いる世帯の8.6%に比べて非常に高い水準となっています。子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の連鎖を食い止めるために、経済的困難を抱える世帯への支援とともに子ども・若者への学習支援や居場所の提供支援を行っていく必要があります。
- ◆虐待やひきこもりの相談件数は増加傾向にあり、継続した支援が必要です。また、虐待やひきこもり等に関しては、家庭環境や親の就労問題など複数の問題が複雑に絡み合っていることが多く、関係機関が連携して問題解決に取り組む必要があります。

【図表10・11】

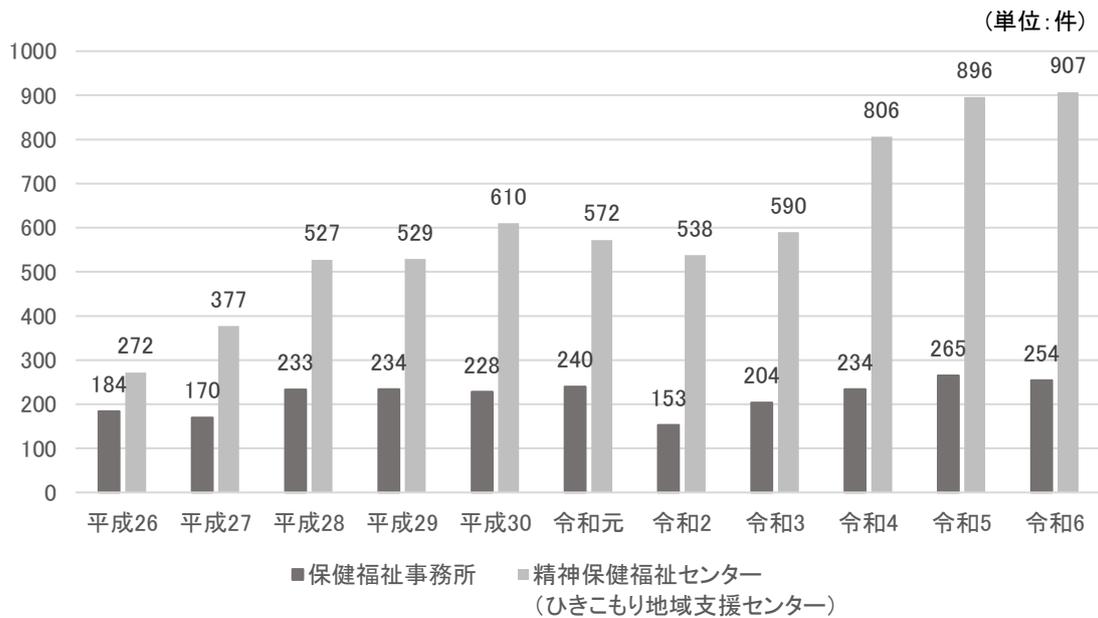
- ◆障害や発達の特徴のある子ども・若者が、身近な地域で、乳幼児期から成人期における各ライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関が連携して支援体制を整備する必要があります。
- ◆学校でのいじめ問題や、学校に登校していない児童生徒や学校へ登校することに不安を抱える児童生徒に対応するためには、児童生徒一人ひとりの心の状態を把握しながら、家庭や地域、関係機関との連携により、予兆の対応を含めた初期段階からのきめ細やかな相談体制を充実させる必要があります。
- ◆家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーについては、学校生活などの日常生活や将来に様々な影響があると考えられており、早期の把握や適切な支援が必要です。【図表12】
- ◆10代から30代の死因の第1位は自死であり、県の自殺者数全体に占める、学生・生徒等の割合が増加傾向にあることから、子ども・若者の自死を防ぐための支援の強化が必要です。【図表13】
- ◆東日本大震災の影響で心のケアが必要な子ども・若者やその家族等に対しては、関係機関が連携し、継続した長期的な支援を行う必要があります。

図表10 児童虐待相談対応件数の推移(宮城県(仙台市を除く))



(出典)宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課

図表11 ひきこもり相談件数の推移



(出典)宮城県保健福祉部精神保健推進室

図表12 家族の世話の有無とふだんの学校生活等であてはまること(複数回答)

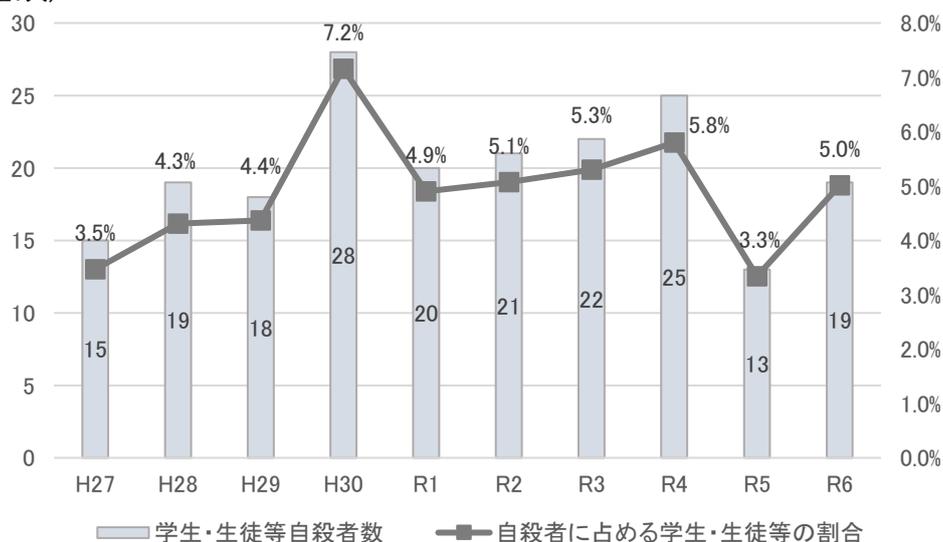
(単位: %)

	調査数(人)	授業中に居眠りすることが多い	宿題ができていないことが多い	忘れ物が多い	課外活動、じゆく・習い事を休むことが多い	先生に出す提出物が遅くなることが多い	野外活動などの宿泊行事を欠席する	保健室で過ごす事が多い	学校では一人で過ごす事が多い	友達と遊んだり、おしゃべりしたりする時間が少ない	あてはまるものはない	答えられない	無回答・回答不備
いる	962	25.8	24.9	27.3	9.1	26.1	1.8	3.1	9.0	7.7	35.4	2.6	3.3
いない	12,505	20.9	16.3	18.6	5.5	17.6	0.7	1.1	6.0	5.4	49.0	1.1	2.4

(出典)宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課「小学生・中学生の生活実態に関するアンケート調査」(令和4年度)

図表13 子ども・若者の自殺者数の推移

(単位:人)



※学生・生徒等とは、未就学児から大学生まで及び専修学校等に在籍する学生のことを指す。

(出典)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

主な取組

取組9 様々な困難を抱える子ども・若者への支援

- ◇社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者の支援を効果的に行うため、年齢階層や制度の切れ目で支援が途絶えることがないように、関係機関のネットワークづくりや連携強化を図ります。
- ◇「子ども・若者総合相談センター」を運営し、子ども・若者及びその家族等の様々な相談に対して、市町村や関係機関と連携したワンストップの相談対応を行います。
- ◇安定した生活基盤の確保が困難な家庭の子ども・若者の自立を支援するとともに、子ども食堂やNPO法人等民間団体が行っている地域に根ざした活動を支援します。また、子ども・若者、その家族へ奨学金等の経済的な支援や学習支援などを行います。
【関連計画：みやぎこども幸福計画、宮城県教育振興基本計画】
- ◇児童虐待を受けた子どもの心のケアや被虐待者へのサポートなどの支援を行うとともに、虐待防止啓発活動や虐待を未然に防ぐ取組を推進します。
【関連計画：みやぎこども幸福計画】
- ◇障害や発達の特徴がある子ども・若者が乳幼児期から切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関が連携して重層的な支援体制の整備を進めるとともに、障害のある児童生徒が地域で共に学ぶための教育環境づくりや特別支援教育への理解と関心を深める取組を推進します。
【関連計画：宮城県教育振興基本計画】
- ◇いじめや、登校に不安を抱える児童生徒の相談体制の充実を図るとともに、児童生徒がいじめ予防について考える機会を提供するなど、未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
【関連計画：宮城県教育振興基本計画】
- ◇高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す生徒に対し、授業料の支援等を行います。
【関連計画：宮城県教育振興基本計画】
- ◇ひきこもり状態にある方への相談体制の充実を図るとともに、教育や福祉等の多様な関係機関によるネットワーク構築に努め、支援体制の整備を推進します。
【関連計画：宮城県地域福祉支援計画】
- ◇ヤングケアラーが相談しやすい場を整備することに加え、ヤングケアラーの早期把握や適切な支援につなげるため、関係機関の連携体制を構築していきます。
【関連計画：みやぎこども幸福計画】
- ◇自殺未遂等の自殺危機を抱える子ども・若者を支える学校、地域の支援者等が連携し自死対策に当たることができる仕組みを構築していきます。
【関連計画：宮城県自死対策計画】

取組 10 東日本大震災を経験した子ども・若者への支援

◇東日本大震災を経験した子ども・若者、その家族等に対して、学校や市町村、関係機関が連携し、長期的な心のケアを行います。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇震災により親を亡くした子ども・若者が自分の将来に向かって前向きに進んでいけるよう、学業への支援を行います。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

推進する施策 6 子ども・若者の被害防止と保護

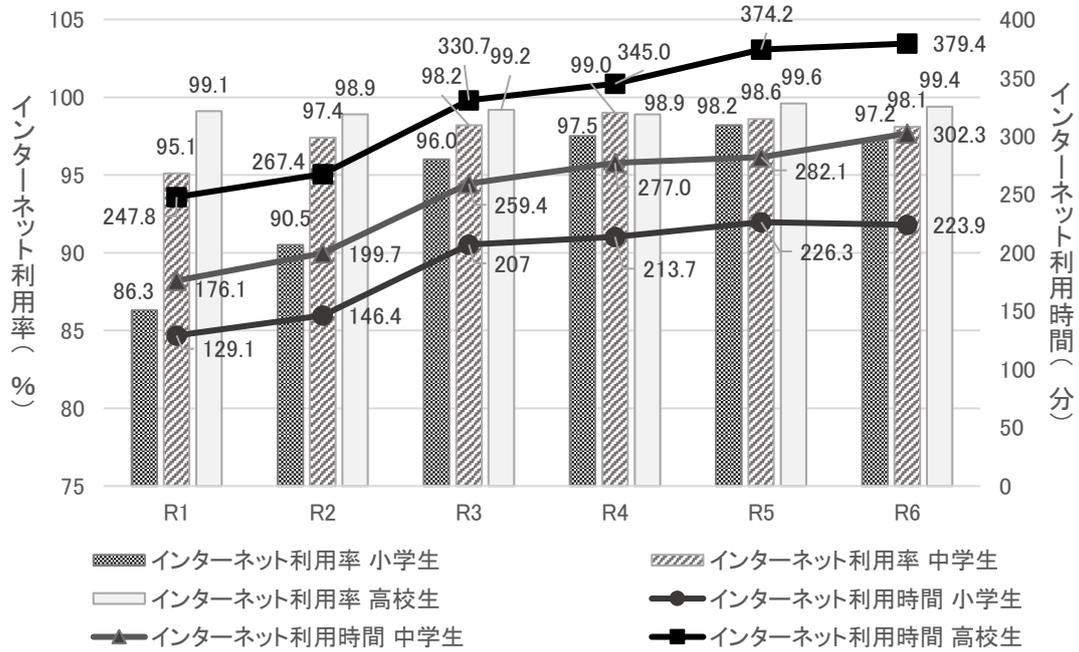
取組 11 犯罪被害防止対策の推進

取組 12 非行防止活動の推進

現状と課題

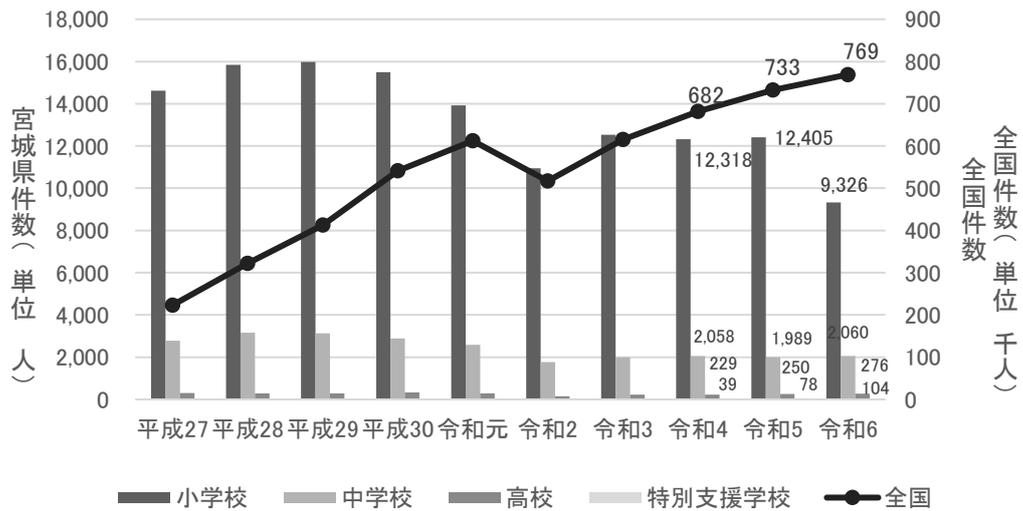
- ◆人口減少、少子高齢化、核家族の増加などにより地域コミュニティが希薄化し、地域の見守り機能が低下しています。子ども・若者を犯罪の被害から守るため、地域や学校、関係団体等が連携し防犯活動等に取り組む必要があります。
- ◆スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、子ども・若者がインターネットを通じた犯罪に巻き込まれる可能性が高まっています。【図表 1 4】
- ◆本県のいじめの認知件数は高い傾向で推移しています。いじめは、子ども・若者の心身に深刻な影響を及ぼし、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、関係機関が連携し、いじめが起きにくい環境づくりを進めていく必要があります。【図表 1 5】
- ◆薬物事犯の検挙件数は近年横ばいとなっていますが、好奇心から薬物に手を出す子ども・若者がいます。子どもの頃から薬物乱用が引き起こす健康被害等に関する教育を推進し、その危険性について周知していく必要があります。【図表 1 6・1 7】
- ◆本県の令和 6 年中の刑法による検挙・補導人員に占める少年の割合は 9.6%となっており、刑法犯少年の再犯者率は 3 割前後で推移しています。引き続き非行防止対策に加え、再非行の防止に向けた立ち直り支援活動を行う必要があります。
- ◆近年、SNS等を通じて特殊詐欺などの「闇バイト」に応募し、犯罪に加担する若者が後を絶たず、大きな社会問題になっています。

図表14 青少年のインターネット利用状況



(出典)こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」

図表15 いじめ認知件数の推移



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

図表16 全薬物事犯5年間の検挙状況(宮城県)

年別 区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙人員 (人)	164	138	121	122	119

(出典)宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課統計

図表17 少年による薬物事犯の検挙(宮城県)

年別 区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数(人)	12	9	5	7	3
覚醒剤事犯	0	0	0	1	0
大麻事犯	12	7	4	6	2
麻薬及び向精神薬事犯	0	2	1	0	1

(出典)宮城県警察本部生活安全部少年課「少年非行の実態」

主な取組

取組11 犯罪被害防止対策の推進

◇関係機関、団体等が連携して地域防犯活動に取り組み、地域での防犯意識を高め、子ども・若者が犯罪や事故の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。

【関連計画：犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり計画】

◇道路、公園等の設置者や管理者に対し、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針に基づく見通しの確保や防犯カメラ等の防犯設備の設置などを働きかけ、犯罪の防止に配慮した施設の整備の促進に努めます。

【関連計画：犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり計画】

◇SNS等に起因する犯罪被害防止を図るため、違法情報や青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報の把握と対策に努めるほか、サイバーセキュリティに関する情勢の周知や知識の普及啓発のための取組を推進します。

【関連計画：警察の施策】

◇相手の心情を理解し、他者を思いやる心を育むような道徳教育等の充実や相談できる場所の整備、インターネットを通じて行われるいじめや誹謗中傷に対する対策を推進

し、いじめを許さない、いじめを生まない学校づくりに取り組みます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

取組 12 非行防止活動の推進

◇少年の発達段階に応じた非行防止教室を開催し、規範意識の向上に取り組むほか、相談体制の充実を図り、「闇バイト」による特殊詐欺等の犯罪行為に加担しないための取組を関係機関等と連携して推進します。

【関連計画：警察の施策】

◇非行に陥った少年の立ち直り支援のため、それぞれの状況に応じ、継続して助言指導や支援を行うほか、社会参加活動の機会の提供等を通じ、再非行を防止するための活動を推進します。

【関連計画：警察の施策】

◇小中高等学校における薬物防止教室の実施やリーフレット配布などを通して、薬物乱用による健康被害等の危険性について理解を深めることにより、薬物乱用を未然に防止するための活動を推進します。

【関連計画：宮城県薬物乱用対策推進計画】

基本的方向 4 子ども・若者の成長のための社会環境整備

推進する施策 7 子ども・若者が安心して過ごすための環境整備

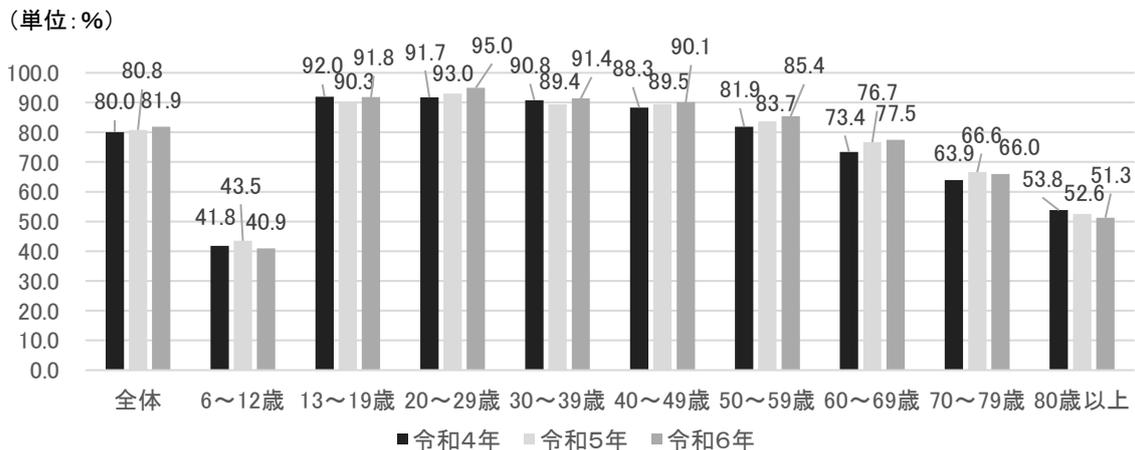
取組 13 健全な育成を阻害する社会環境への対応

取組 14 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

- ◆子ども・若者の健全な育成を阻害するおそれのある環境を改善し、社会環境の変化に応じて、子ども・若者が安心して過ごすことができる環境の整備を図ることが必要です。
- ◆子ども・若者がインターネットを介していじめや犯罪、トラブルに巻き込まれる事案が後を絶たないことから、子ども・若者が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備する必要があります。【図表 18・19】
- ◆少子高齢化や核家族化の進行により地域の見守り機能が低下していますが、安全・安心なまちづくりのためには、県民一人ひとりが防犯意識を共有し、犯罪が起きにくい環境づくり等に取り組む必要があります。
- ◆子どもの交通安全を確保するためには、関係団体等が連携し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーについて普及・啓発を図ることが必要です。

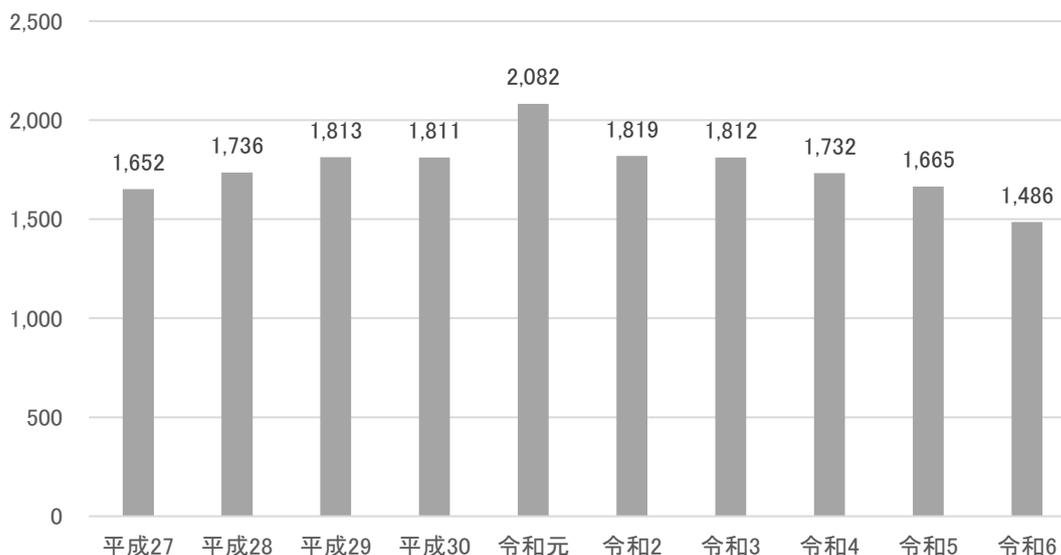
図表18 インターネット利用者に占めるSNSを利用する人の割合の推移(全国)



(出典)総務省「通信利用動向調査の結果」

図表19 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移(全国)

(単位:人)



(出典)警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」

主な取組

取組13 健全な育成を阻害する社会環境への対応

- ◇インターネットカフェや書店等への立入調査を実施し、子ども・若者が安心して利用できる環境の確保に向けて、業者や店舗への情報提供や啓発活動を推進します。
- ◇インターネットの適正利用を推進するため、子どもだけではなく、保護者に対してフィルタリングの重要性やネット犯罪の状況、長時間の利用による影響などについて情報提供を行い、インターネットの過度な使用を防止するための家庭内でのルールづくりを促進します。
- ◇青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類やがん具類について指定を行い、青少年への販売等を制限します。

取組14 安全・安心なまちづくりの推進

- ◇地域安全教室やフォーラムの開催を通じ、「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくり」に向けた機運醸成を図ります。
【関連計画：犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり計画】
- ◇交通事故防止運動などの各種運動を積極的に推進し、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図ります。
- ◇災害や様々な危険から自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けられるよう、学校と地域が連携しながら、発達の段階に応じた系統的な防災・安全教育を推進します。
【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

推進する施策8 子ども・若者を社会全体で支えるネットワークづくり

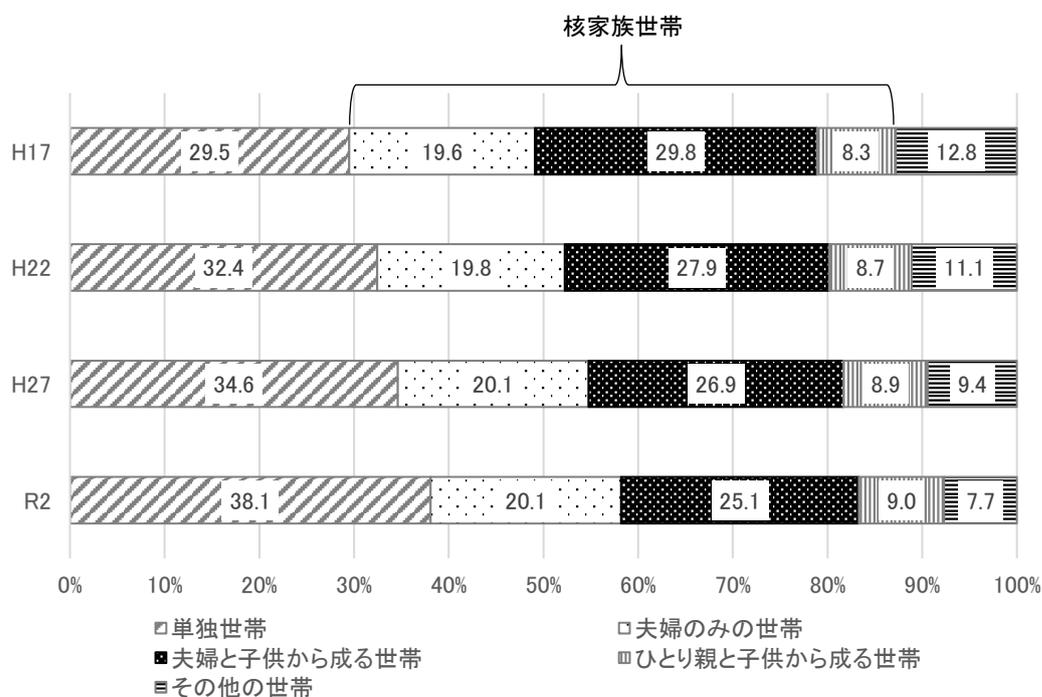
取組 15 社会全体で子ども・若者を育む環境づくり

取組 16 地域における多様な担い手の確保

現状と課題

- ◆核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに不安感や悩みを持つ保護者も多く、家庭教育支援を一層推進する必要があります。【図表20】
- ◆複雑化、多様化する子ども・若者の課題に対しては、家庭や学校、地域がそれぞれの役割を果たし、社会全体で連携して取り組んでいく必要があります。
- ◆共働き世帯の増加やひとり親世帯の増加などに伴い、子どもが安全・安心に過ごせる居場所の確保が課題になっています。【図表21】
- ◆子ども・若者を取り巻く問題の多くは様々な要因が絡み合い複雑化しており、支援に当たるスタッフにも様々な知識と経験が必要になっています。
- ◆支援者に対する研修事業やサポート事業が不足しており、長期的な支援を実施するためにも支援者に対するサポート事業を充実させる必要があります。

図表20 一般世帯の家族類型別割合の推移(全国)



(出典)総務省「国勢調査」

図表21 ひとり親世帯の世帯別年間収入の状況(宮城県)

(単位:%)

	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600万円以上	収入なし	無回答
母子世帯 (n=395)	2.0	14.2	25.1	21.5	12.2	4.3	7.6	1.5	11.6
父子世帯 (n=192)	1.0	5.2	12.5	18.8	19.3	12.5	23.4	0.5	6.8
寡婦世帯 (n=251)	3.6	14.7	18.3	16.3	13.9	12.0	12.0	1.6	7.6
養育者世帯 (n=23)	0.0	13.0	34.8	4.3	4.3	8.7	17.4	0.0	17.4

※ 「年間収入」はボーナス、児童扶養手当、年金、養育費、仕送り等臨時収入を含む世帯全員の合計額
 ※ 仙台市を除く

(出典)宮城県「令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査」(令和5年度)

主な取組

取組 15 社会全体で子ども・若者を育む環境づくり

◇親の学びのプログラムである「親のみちしるべ」を活用し、悩みを抱える保護者の心のケアや家庭の教育力を支える環境づくりを目指します。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇各関係機関と協働し、地域全体で子ども・子育てを支援する機運の醸成を図るほか、子育て支援情報の発信等により安心して子どもを産み育てることができる社会づくりを推進します。

【関連計画：みやぎこども幸福計画】

◇庁内関係機関や各支援機関等と連携し、子ども・若者に対して分野横断的な支援を行う体制を整備します。

◇各地域の実情を踏まえながら、地域住民や保護者等の学校支援活動等への参加を促進するなど、学校を核とした地域づくりを目指し、学校と地域が連携・協働する体制の整備を図ります。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇市町村が地域の実情に応じて放課後児童クラブ等を計画的に整備できるよう、市町村に対して情報提供及び必要な支援を行うとともに、関係機関等と連携し、子ども・若

者が安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めます。

【関連計画：みやぎこども幸福計画】

- ◇地域等で展開される青少年育成団体等の多様な主体による健全育成活動に対して支援を行います。
- ◇生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、学校と地域が連携し、部活動の地域移行も見据えた体制整備を推進します。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

取組 16 地域における多様な担い手の確保

- ◇専門的な知識や技法を習得できる研修を実施するとともに、担い手確保のための環境整備を図り、人材確保やさらなる資質の向上を図ります。

【関連計画：みやぎこども幸福計画】

- ◇多様化する子ども・若者の課題に対応できる人材の育成や支援者同士のネットワークの構築のため、分野横断的な研修の機会や支援者同士の交流の場の提供に努めます。
- ◇柔軟で多様な支援が提供できるNPO法人等の活動について、広く県民に周知していく場の提供を図り、ボランティアの参加や就職の選択肢になるようNPO法人等への関心を高めていけるように支援します。

【関連計画：宮城県民間非営利活動促進基本計画】

指標・目標

本計画では、進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標・目標として、以下の17項目を設定します。

項目	現況値	目標値	備考	関連施策
1 朝食を毎日食べる児童の割合(小学6年生)	94.2% 【R6年度】	95.5% 【R10年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標	1
2 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率とのかい離	小学6年:-3.0% 中学3年:-1.5% 【R6年度】	小学6年:±0% 中学3年:±0% 【R12年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標	1
3 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値との差	小5男:-0.09点 小5女:-0.17点 【R6年度】	小5男≥0点 小5女≥0点 【R12年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標	1
4 不登校児童生徒のうち、学習支援を受けている児童生徒の割合	小学校:94.6% 中学校:91.1% 【R6年度】	小学校:95.4% 中学校:95.5% 【R12年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標	1 5
5 県内に配置されているJETプログラムによる外国語指導助手の人数(仙台市を除く)	55人 【R6年度】	56人 【R12年度】		2
6 JICA青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加者数(累計)	865人 【R6年度】	925人 【R12年度】		2
7 「自分には良いところがあると思う」と答えた児童生徒の割合	小学6年:81.6% 中学3年:83.2% 【R6年度】	小学6年:88% 中学3年:90% 【R12年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標	3
8 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合	小学6年:82.0% 中学3年:67.9% 【R6年度】	小学6年:86% 中学3年:72% 【R12年度】	※県教育振興基本計画における目標指標 ※みやぎこども幸福計画における指標項目	3

9	みやぎの青少年意見募集事業参加者数	104人 【R6年度】	150人 【R12年度】		3
10	県内の高等学校卒業生が県内に就職した割合	76.7% 【R6年度】	81.0% 【R10年度】	※県教育振興基本計画における目標指標	4
11	地域若者サポートステーションにおける新規登録者数	251人 【R6年度】	300人 【R12年度】		4
12	子ども食堂の数	198か所 【R6年度】	300か所 【R11年度】	※みやぎ子ども幸福計画における指標項目	5 8
13	小・中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の開催率 (国立・私立・仙台市を除く)	小学校:93.9% 中学校:90.4% 高校:100% 【R6年度】	100% 【R12年度】	※宮城県薬物乱用対策推進計画数値目標	6
14	インターネット安全講話件数	17件 【R6年度】	30件 【R12年度】	※みやぎDX推進ポリシー数値目標	7
15	保育所等利用待機児童数	18人 【R6年度】	0人 【R12年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標 ※みやぎ子ども幸福計画における指標項目	8
16	地域学校協働本部がカバーする学校の割合(公立小・中学校) ※仙台市を除く	小学校:82.4% 中学校:75.8% 【R6年度】	小学校:90.0% 中学校:90.0% 【R10年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標	8
17	子ども・若者支援地域協議会実務者会議への参加機関数(延べ)	132機関 【R6年度】	160機関 【R12年度】		5 8

(参考) 施策体系

基本的方向		推進する施策	
1	すべての子ども・若者がいきいきと成長できる体制づくり	1	心と体の健やかな成長
		2	多様な体験や国際交流の機会づくり
2	未来を担う子ども・若者の活躍支援	3	子ども・若者の視点尊重と社会参画の促進
		4	若者の職業的自立・就労支援
3	困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目ない支援	5	困難を抱える子ども・若者への支援
		6	子ども・若者の被害防止と保護
4	子ども・若者の成長のための社会環境整備	7	子ども・若者が安心して過ごすための環境整備
		8	子ども・若者を社会全体で支えるネットワークづくり

第4章 推進体制

1 計画の推進体制

子ども・若者の健全な育成に関する施策は、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用をはじめとして幅広い分野にまたがることから、計画の推進に当たっては、「青少年健全育成推進本部」を設置し、部局横断型の推進体制により総合的かつ効果的な展開を図ります。

また、有識者や関係機関などで構成する「宮城県青少年問題協議会」において、県の子ども・若者の健全な育成に関する施策について調査、審議を行い、専門的立場からの意見及び提言を求め、施策への反映に努めます。

さらに、県においては、各部局の連携強化・協力を推進し、施策の調整を図るとともに、関係する国、市町村の機関、民間団体等と緊密な連携を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、「青少年健全育成推進本部」のほか、「宮城県青少年問題協議会」において、進捗状況等に関する評価や検証を行います。また、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容については、青少年健全育成条例第13条の規定に基づき、毎年度公表し、計画の着実な推進を図ります。

参考資料

1 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年七月八日 法律第七十一号）

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
第三章	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
第四章	削除
第五章	罰則（第三十四条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭

的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 こども基本法(令和四年法律第七十七号)第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を定めなければならない。

- 2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

- 3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての

機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関

し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、

助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

第二十六条から第三十三条まで 削除

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 青少年健全育成条例（昭和 35 年 3 月 31 日 宮城県条例第 13 号）

青少年健全育成条例をここに公布する。
青少年健全育成条例（旧：青少年保護条例）

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)
- 第 2 章 青少年の健全な育成に関する施策
(第 9 条—第 13 条)
- 第 3 章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備(第 14 条—第 28 条)
- 第 4 章 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制(第 29 条—第 36 条)
- 第 5 章 雑則(第 37 条—第 40 条)
- 第 6 章 罰則(第 41 条—第 43 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めてこれを総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年の健全な育成を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(条例の解釈適用)

第 2 条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、いやしくも拡張して解釈し、国民の自由と権利を不当に制限することがあってはならない。

(基本理念)

第 3 条 青少年は、心身ともに健やかに成長する権利を有することにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会その他あらゆる生活の場において尊重されなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、青少年の健全な育成を支援する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害する社会環境から青少年を保護するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

(保護者の責務)

第 7 条 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、健康で明るい環境において青少年を保護監督し、及び教育するように努めなければならない。

(青少年の責務)

第 8 条 青少年は、社会の一員であることを自覚し、自主性と責任感を持ち、自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、健全な社会人として成長するように努めなければならない。

第 2 章 青少年の健全な育成に関する施策

(施策の基本)

第 9 条 青少年の健全な育成に関する施策の実施は、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進することを基本とし、行政の全ての分野において、積極的かつ効果的に行われなければならない。

(施策の大綱)

第 10 条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 青少年の社会的自立の支援
- (2) 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の支援
- (3) 青少年の健全な育成を目的とする団体への支援
- (4) 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成
- (5) 健康で明るい家庭づくりの推進
- (6) 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用の促進
- (7) 青少年の健全な育成を阻害する社会環境の浄化その他青少年を取り巻く社会環境の整備
- (8) 青少年の非行の防止に関する活動の推進

(9) 青少年の健全な育成に関する情報の提供及び相談

(10) 青少年の健全な育成に関する調査研究

(基本計画の策定)

第11条 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、宮城県青少年問題協議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村、民間団体等との協力体制の整備)

第12条 県は、青少年の健全な育成に関する施策が市町村、青少年の健全な育成を目的とする団体その他の関係者との密接な連携の下に実施されるようこれらの者との協力の強化に必要な体制を整備するものとする。

(施策の公表)

第13条 県は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

(定義)

第14条 この章から第6章までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 18歳未満の者をいう。

(2) 興行 映画、演劇、演芸又は見せ物をいう。

(3) 興行者 興行を主催する者又は興行場を経営する者をいう。

(4) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム又は映像等記録媒体(録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声)が記録されてい

る物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。以下同じ。)をいう。

(5) 図書類取扱業者 図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は図書類の販売若しくは貸付けの管理を業とする者をいう。

(6) 特定がん具類 性的感情を刺激するがん具その他の物品(図書類を除く。)又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条第2項に規定する刀剣類を除く。)その他の器具をいう。

(7) 特定がん具類取扱業者 特定がん具類の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定がん具類の販売若しくは貸付けの管理を業とする者をいう。

(8) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けをするための機器であって、物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面することがない状態(物品の販売又は貸付けに従事する者が電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客と対面する状態を含む。)で、当該機器に収納された物品の販売又は貸付けをすることができるものをいう。

(興行等に係る自主規制)

第15条 興行者又は図書類取扱業者は、興行又は図書類の内容が性的感情を刺激し、残忍性を有し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、青少年に当該興行を観覧させ、又は当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないように自主的に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定がん具類取扱業者は、特定がん具類が形状、構造又は機能からみて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年に当該特定がん具類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように自主的に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 青少年の非行を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(インターネットの利用に係る保護者の責務)

第15条の2 保護者(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第2項に規定する保護者をいう。以下この章において同じ。)は、インターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害を認識し、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用に当たっては、その利用状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定める等インターネットの適切な利用の確保に努めなければならない。

(インターネット上の情報に係る自主規制等)

第16条 何人も、青少年有害情報(青少年インターネット環境整備法第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を一般の利用に供する者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年インターネット環境整備法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)に関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供者等の説明義務等)

第16条の2 携帯電話インターネット接続役務提供者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者をいう。以下同じ。)及び携帯電話インターネット接続役務提供者の携帯電話インターネット接続役務(同条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供に関する契約(以下「役務提供契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者(以下「媒介等事業者」という。)(以下「携帯電話インターネット接続役務提供者等」という。)は、青少年を相手方とする役務提供契約(既に締結されている役務提供契約(以下「既契約」という。))の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方若しくは当該既契約に係る携帯電話端末等(同項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の変更を伴うもの又は当該青少年の保護者による青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の申出を伴うものに限る。以下同じ。)の締結又はその媒介等をするに当たっては当該青少年に対し、青少年の保護者を相手方とし当該青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たっては当該保護者に対し、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容及び青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を交付しなければならない。

2 前項の場合において、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続する機能を有するものであるときは、携帯電話インターネット接続役務提供者等は、青少年を相手方とする役務提供契約の締結又は

その媒介等をするに当たっては当該青少年に対し、青少年の保護者を相手方とし当該青少年を当該携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たっては当該保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続することにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(フィルタリングサービスを利用しない旨等の申出書面の提出等)

- 第 16 条の 3** 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約の当事者となる場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第 15 条ただし書の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由として規則で定めるものその他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。
- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を伴わない役務提供契約を締結した場合には、当該役務提供契約を締結した日から当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が 18 歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を保存しなければならない。
- 3 保護者は、その保護する青少年が特定携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第 16 条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)に係る役務提供契約の当事者となる場合又はその保護する青少年を特定携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、同条ただし書の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定す

る青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない正当な理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等に係る役務提供契約を締結した場合には、当該役務提供契約を締結した日から当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る特定携帯電話端末等を使用する青少年が 18 歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等)

第 16 条の 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介等事業者が次の各号に掲げる規定(媒介等事業者にあつては、前条第 2 項の規定を除く。)に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介等事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 青少年インターネット環境整備法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 14 条の規定
- (2) 第 16 条の 2 又は前条第 2 項若しくは第 4 項の規定
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(有害興行の指定等)

第 17 条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害する

と認めるときは、当該興行を有害な興行として指定することができる。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第3号に規定する営業に係る興行場において行われる興行については、この限りでない。

- 2 前項の規定による指定は、当該興行の興行者に対する通知により行う。
- 3 知事は、前項の規定による通知をしたときは、告示しなければならない。
- 4 興行者は、第1項の規定により指定された興行(以下「有害興行」という。)を青少年に観覧させてはならない。
- 5 興行者は、有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に有害興行の指定のあった旨及び青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければならない。
- 6 知事は、有害興行が第1項に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 7 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。
- 8 何人も、青少年に有害興行を観覧させないように努めなければならない。

(有害図書類の指定等)

第18条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を有害な図書類として指定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。
 - (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)がその総ページの5分の1以上を占めるもの
 - (2) 映像等記録媒体(音声のみが記録されているものを除く。)であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して3分を超えるもの(映像は連続しないが、音声が続く等実質的に描写が連続する場合に

において、当該描写の時間(当該描写に係る映像及び音声のいずれもない時間を除く。)が3分を超えるものを含む。)

- (3) 映像等記録媒体の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの

- 3 図書類取扱業者は、第1項の規定により指定された図書類及び前項各号の規定に該当する図書類(以下「有害図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。
- 4 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列しようとするときは、規則で定めるところにより、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をしなければならない。
- 5 知事は、図書類取扱業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期間を定めて、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、又は有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をすべきことを命ずることができる。
- 6 知事は、有害図書類が第1項に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 7 第1項の規定による指定及び前項の規定の取消しは、告示により行う。
- 8 何人も、青少年に有害図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない。

(有害特定がん具類の指定等)

第19条 知事は、特定がん具類が形状、構造又は機能からみて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定がん具類を青少年に有害な特定がん具類として指定することができる。

- (1) 著しく人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (2) 著しく青少年の非行を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 前項の規定にかかわらず、特定がん具類で次の各号のいずれかに該当するものは、青少年に有害な特定がん具類とする。

- (1) 下着の形状をしたがん具
- (2) 使用済みの下着である旨が表示され、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 特定がん具類取扱業者は、第1項の規定により指定された特定がん具類及び前項各号のいずれかに該当する特定がん具類(以下「有害特定がん具類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

4 知事は、有害特定がん具類が第1項に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

5 第1項の規定による指定及び前項の規定による指定の取消しは、告示により行う。

6 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年に有害特定がん具類を所持させないように努めなければならない。

(広告物の掲示の制限)

第20条 何人も、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認められる看板、ポスターその他の広告物を掲示してはならない。

2 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が前項に該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、期間を定めて、当該広告物の内容の変更又は撤去を命ずることができる。

(第17条から前条までの適用)

第21条 第17条から前条までの規定は、善良の風俗に反するものについてのみ適用するものとする。

(図書類自動販売機等の設置等の届出)

第22条 図書類の販売又は貸付けのための自動販売機等(以下「図書類自動販売機等」という。)を用いて業を行う図書類取扱業者(以下「図書類自動販売機等による図書類取扱業者」という。)は、図書類自動販売機等を設置しようとするときは、その日の15日前までに、当該図書類自動販売機等ごとに、規則で定めるところによ

り、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 第24条第1項に規定する図書類自動販売機等管理者の住所及び氏名
- (3) 図書類自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (4) 図書類自動販売機等の設置予定年月日
- (5) 販売又は貸付けの開始予定年月日

2 前項の規定による届出をした者は、届出をした事項に変更があつたとき、又はその届出に係る図書類自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(図書類自動販売機等の届出済証のはり付け)

第23条 前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る図書類自動販売機等の表面の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証をはり付けなければならない。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となつたときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(図書類自動販売機等管理者の設置)

第24条 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、その設置する図書類自動販売機等ごとに、次条第2項の規定による有害図書類の撤去その他当該図書類自動販売機等を適正に管理するための措置を自ら直ちにとることができない場合において、自己に代わってその措置をとることができる者を図書類自動販売機等管理者として置かななければならない。

2 前項の図書類自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 満18歳以上であること。
- (2) その管理する図書類自動販売機等が設置されている市町村の区域内に居住していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件

(図書類自動販売機等による販売等の制限)

第 25 条 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、有害図書類を図書類自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、図書類自動販売機等に収納した図書類が第 18 条第 1 項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類を図書類自動販売機等から撤去しなければならない。

3 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 200 メートル以内の区域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を図書類自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設
- (4) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)
- (5) 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する都市公園(児童の遊戯に適する施設として少なくとも、広場のほか、ぶらんこ、すべり台又は砂場のいずれかが設けられているものに限る。)
- (6) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 21 条第 1 項に規定する公民館
- (7) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 31 条第 1 項の規定により文部科学大臣又は教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

4 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、当該図書類自動販売機等の表面の見やすい箇所に氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)その他規則で定める事項を明確に表示するように努めなければならない。

(図書類自動販売機等による営業の停止)

第 26 条 知事は、図書類自動販売機等による図書類取扱業者又はその代理人、使用人その他の従業員が、当該図書類自動販売機

等による販売又は貸付けをする営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類自動販売機等による図書類取扱業者に対し、6 月を超えない範囲内で期間を定めて当該図書類自動販売機等による営業の停止を命ずることができる。

- (1) 第 22 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第 23 条の規定に違反して、知事の交付する届出済証をはり付けなかったとき。
- (3) 前条第 1 項の規定に違反して、有害図書類を図書類自動販売機等に収納したとき。
- (4) 前条第 2 項の規定に違反して、有害図書類を直ちに撤去しなかったとき。

(準用)

第 27 条 第 22 条から前条までの規定は、特定がん具類の販売又は貸付けのための自動販売機等(以下「特定がん具類自動販売機等」という。)を用いて業を行う特定がん具類取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定中「図書類」とあるのは「特定がん具類」と、「図書類自動販売機等」とあるのは「特定がん具類自動販売機等」と、「図書類自動販売機等管理者」とあるのは「特定がん具類自動販売機等管理者」と、「図書類取扱業者」とあるのは「特定がん具類取扱業者」と、「有害図書類」とあるのは「有害特定がん具類」と、第 25 条第 2 項中「第 18 条第 1 項」とあるのは「第 19 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第 28 条 第 22 条及び第 24 条から第 26 条まで(前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に係る営業所(同項第 5 号の営業に係るものを除く。)、同条第 6 項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る営業所又は同条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等を設置する場合については、適用しない。

第 4 章 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制

(金銭貸付け等の禁止)

第 29 条 質屋(質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)第 1 条第 2 項に規定する質屋をいう。以下同じ。)は、青少年から物品(有価証券を含む。以下同じ。)を質に取って金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商(古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)第 2 条第 3 項に規定する古物商をいう。以下同じ。)は、その営業に関し、青少年から物品を買い受け、若しくは物品の売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をしてはならない。

3 貸金業者(貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。)は、青少年に対し、金銭を貸し付け、又は金銭の借入れの媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の受入れの媒介を含む。)をしてはならない。

4 前 3 項の規定は、当該青少年が保護者(親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。)の委託を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があるときは、適用しない。

(興行場等への深夜入場の禁止)

第 30 条 興行場又は次に掲げる営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業等に該当する営業以外のものに係る営業所(以下「遊技場」という。)を営む者は、保護者が同伴する場合を除き、午後 11 時から翌日の午前 4 時までの間、その営業に係る興行場又は遊技場に青少年を入場させてはならない。

- (1) 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせ、て歌唱させる営業
- (2) 硬貨又はメダルを投入することによって作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
- (3) 設備を設けて、客にボーリング、玉突き又はダーツを行わせる営業
- (4) 端末設備を設置して、客にその利用をさせる営業
- (5) 設備を設けて、客に図書類を貸与し、閲覧させ、又は観覧させる営業

2 興行場又は遊技場を営む者は、前項に規定する時間中にこれらの営業を営む場合には、入場しようとする者の見やすい箇所に、同項に規定する時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければならない。

3 知事は、興行場又は遊技場を営む者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、期間を定めて、入場しようとする者の見やすい箇所に、第 1 項に規定する時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をすべきことを命ずることができる。

(みだらな性行為又はわいせつな行為の禁止)

第 31 条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第 31 条の 2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ又は同法第 7 条第 2 項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を行うように求める行為
- (2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第 32 条 何人も、医療行為その他正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第 33 条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) 賭博
- (3) 麻薬又は覚醒剤の使用

- (4) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用
- (5) 喫煙又は飲酒
- (6) 入れ墨を施す行為

(青少年立入禁止場所等への同伴の禁止)

第34条 何人も、青少年立入禁止場所に青少年を同伴してはならない。

- 2 何人も、青少年を午後10時から翌日の午前6時(16歳未満の青少年にあっては、午後6時から翌日の午前6時)までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に規定する営業に係る営業所に同伴してはならない。ただし、午後6時から午後8時前までの間に限り、16歳未満の青少年の保護者が当該青少年を当該営業所に同伴する場合は、この限りでない。

(喫煙及び飲酒の禁止)

第35条 何人も、青少年に対し、喫煙若しくは飲酒の行為をすすめてはならない。

(深夜外出の制限)

第36条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、午後11時から午前4時までの間青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受けないで、又は同意を得ないで前項に規定する時間中に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

第5章 雑則

(審議会への諮問)

第37条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宮城県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、第1号、第2号又は第4号に掲げる場合で緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (2) 第17条第6項、第18条第6項又は第19条第4項の規定による指定の取消しをしようとするとき。
- (3) 第18条第2項若しくは第4項又は第25条第3項第8号(第27条において準

用する場合を含む。)の規定により規則を定めようとするとき。

- (4) 第20条第2項の規定による命令をしようとするとき。

- 2 知事は、前項ただし書の規定による措置については、次の会議においてこれを審議会に報告するものとする。

(指定等の要請)

第38条 何人も、第17条第1項、第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による指定又は第20条第2項の規定による命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対してその旨を要請することができる。

(立入調査等)

第39条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 興行場、広告物の掲示場所、図書類自動販売機等若しくは特定がん具類自動販売機等の設置場所、遊技場又は風俗営業等を行う場所
- (2) 次に掲げる者の事務所又は営業所
 - ア 興行者
 - イ 図書類取扱業者
 - ウ 特定がん具類取扱業者
 - エ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等
 - オ 広告物の広告主又は管理者
 - カ 質屋、古物商又は貸金業者
 - キ 遊技場を営む者

- 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯して関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものとし、関係者の正常な業務を妨げてはならない。

(規則への委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第41条 第31条第1項の規定に違反して、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 26 条(第 27 条において準用する場合を含む。)の規定による知事の命令に違反した者
- (2) 第 32 条の規定に違反して、青少年に対し入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為の周旋をした者
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第 31 条第 2 項の規定に違反して、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せた者
- (2) 第 33 条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をした者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第 17 条第 4 項の規定に違反して、有害興行を青少年に観覧させた者
- (2) 第 18 条第 3 項の規定に違反して、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させた者
- (3) 第 19 条第 3 項の規定に違反して、有害特定がん具類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けた者
- (4) 第 20 条第 2 項の規定による知事の命令に違反した者
- (5) 第 25 条第 1 項(第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有害図書類又は有害特定がん具類を図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等に収納した者
- (6) 第 25 条第 2 項(第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有害図書類又は有害特定がん具類を直ちに撤去しなかった者
- (7) 第 30 条第 1 項の規定に違反して、同項に規定する時間中に興行場又は遊技場に青少年を入場させた者
- (8) 第 31 条の 2 の規定に違反して、青少年に対し児童ポルノ等の提供を行うように求めた者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第 17 条第 5 項の規定に違反して、有害興行の指定のあった旨又は青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなかった者
- (2) 第 18 条第 5 項の規定による命令に従わなかった者
- (3) 第 22 条(第 27 条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第 23 条(第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、知事の交付する届出済証をはり付けなかった者
- (5) 第 29 条第 1 項の規定に違反して、青少年から物品を質に取って金銭を貸し付けた者
- (6) 第 29 条第 2 項の規定に違反して、青少年から物品を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をした者
- (7) 第 29 条第 3 項の規定に違反して、青少年に対して、金銭を貸し付け、又は金銭の借入れの媒介をした者
- (8) 第 30 条第 3 項の規定による命令に従わなかった者
- (9) 第 36 条第 2 項の規定に違反して、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者
- (10) 第 39 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 6 第 31 条又は第 32 条に掲げる行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第 1 項から第 3 項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。
- (両罰規定)**
- 第 42 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても同条の罰金又は科料の刑を科する。
- (免責規定)**
- 第 43 条** この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。
- 附 則(令和 7 年条例第 57 号)
この条例は、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。

3 計画の検討を行った協議会等

I 宮城県青少年問題協議会委員名簿

令和8年3月現在（敬称略）

番号	区分	氏名	所属・職	備考
1	学識経験者	市瀬 智紀	宮城教育大学教育学部 教授	会長
2	〃	舘田 あゆみ	東北大学大学院工学研究科 情報知能システム研究センター 特任教授	
3	〃	羽田 さゆり	東北学院大学法学部法律学科 准教授	
4	関係団体代表	尾坪 博史	宮城県PTA連合会 副会長	
5	〃	帆足 直治	宮城県私立中学高等学校連合会 理事	
6	〃	小幡 佳緒里	仙台弁護士会 弁護士	
7	〃	藤石 伸子	特定非営利活動法人チャイルド・ラインみやぎ 事務局長	
8	〃	秋田 敦子	社会福祉法人わたげ福祉会 理事長	
9	〃	齋藤 辰治	青少年のための宮城県民会議 副会長	
10	〃	渡辺 能久	宮城県青年会議 事務局長	
11	一般公募	伊藤 由美子	高等学校非常勤講師 (公募委員)	
12	関係行政機関	小池 健治	仙台市こども若者相談支援センター 所長	
13	〃	佐藤 美和子	宮城県子ども総合センター 児童精神科医師	
14	〃	末永 仁一	宮城県環境生活部長	
15	〃	志賀 慎治	宮城県保健福祉部長	
16	〃	佐藤 靖彦	宮城県教育委員会教育長	
17	〃	佐藤 誠	宮城県警察本部生活安全部長	

Ⅱ 宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会委員名簿

番号	氏名	所属	職	備考
1	市瀬 智紀	宮城教育大学教育学部	教授	座長
2	尾坪 博史	宮城県PTA連合会	副会長	
3	秋田 敦子	社会福祉法人わたげ福祉会	理事長	
4	加茂 博行	亘理町立亘理中学校	校長	
5	大橋 雄介	特定非営利活動法人アスイク	代表理事	

Ⅲ 宮城県青少年問題協議会の検討経過

実施年月日	会議名等	内容
令和7年1月28日	令和6年度協議会	諮問 調査部会の設置 調査部会委員指名
令和7年3月21日	令和6年度調査部会	基本計画（枠組み）
令和7年6月11日	令和7年度第1回調査部会	基本計画（素案）検討
令和7年7月28日	令和7年度第1回協議会	基本計画（素案）審議
令和7年8月26日	令和7年度第2回調査部会	基本計画（中間案）検討 指標の検討
令和7年10月8日	令和7年度第2回協議会	基本計画（中間案）審議 指標の審議
令和7年10月9日～ 令和7年11月10日	県民の意見提出手続 （パブリックコメント）	基本計画（中間案）に対する 意見募集
令和7年12月24日	令和7年度第3回協議会	基本計画（最終案）審議 答申

協議会：宮城県青少年問題協議会

調査部会：宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会

みやぎ子ども・若者育成支援計画
(青少年の健全な育成に関する基本計画(第4次))
令和8年3月発行

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL 022-211-2577 FAX 022-211-2392
E-Mail seisyo9@pref.miyagi.lg.jp
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha>